

コラム 多重債務と自己破産

テレビや新聞で「多重債務」や「自己破産」が話題になることがあります。若い人たちのケースも多く、社会問題になっています。「債務」とは「**お金を返さなければならない義務がある**」ということです。つまり、「多重債務」とは返さなければならない義務（お金）がたくさん重なってしまったということです。

返す計画をきちんと立てて借りたはずのお金が何かの理由で返せなくなり、新たに別の金融機関からお金を借りて返してしまう。新たに借りたお金もまた返せず、さらに別の金融機関でお金を借り、…、ということを経り返して「**債務**」が増えてしまうのが「**多重債務**」です（下図参照）。

多重債務におちいってしまう理由はいろいろですが、最も問題となっているのは、**無計画に返せる以上のお金を借りてしまい、返せなくなってしまう**、という**自己責任型**のものです。多重債務におちいると、そのとき持っている財産（現金のほか、家財道具などお金に換算できるもの）のうち、生活に必要な最低限の物以外のすべてを失う「**自己破産**」をせざるを得ないこともあります。平成19年の個人の自己破産申し立て件数は、年間148,000件を超えます（最高裁判所調べ）。平成15年をピークに減少傾向にありますが、それでも毎年これほど多くの人が自己破産の申し立てをせざるを得ない状況にあるのです。

多重債務におちいるまで

